

Ⅱ 平成の合併における福岡県の取組み

1 合併旧法^{注1}下での取組み

(1) 福岡県市町村合併推進要綱の策定

地域における合併の機運の醸成が図られ、市町村における具体的な取組みを促すため、平成12年12月に「福岡県市町村合併推進要綱」を策定し、公表した。この要綱では、市町村合併の効果及び市町村合併に消極的となる事項への対応策を示した上で、市町村合併の推進方策として、市町村の適正規模に応じた市町村合併の類型、市町村の合併パターンを提示し、併せて、市町村合併に関する福岡県の支援策を明らかにした。

【市町村合併の類型】

福岡県の場合、地理的・歴史的条件や社会経済構造の現状から判断すると、合併後の人口規模及び政令指定都市との地理的關係により次の4つの類型化が可能であるとされた。

① 市制移行型（行財政効率化型）（人口5万人程度）

極めて歴史的・文化的な一体性の強い地域が、より権限の大きい市への移行を目指して合併するパターン。

② 都市機能強化型（人口10万人程度）

ある程度歴史的・文化的な一体性が強い地域が、地域で共有する課題の解決や都市的機能の強化のため、より充実した行財政能力の確立を目指して合併するパターン。

③ 中核都市形成型（人口20万人又は30万人以上）

いくつかの歴史的・文化的な一体性のある地域が、地方自治法上の中核市・特例市など、より一層大きな行財政能力を持つ市を目指して合併するパターン。

④ 政令市周辺都市自立型

上記いずれかのパターンを活用しながら、政令指定都市に編入することなく、むしろその活力を取り込みつつ自立した新都市として機能を強化するパターン。

【市町村合併のパターン】

福岡県の市町村の地理的条件や歴史的形成過程並びにこれまでの各行政分野における取組等を総合的に判断すると、市町村合併を検討するうえでの市町村の組合せとしては、次のようなパターンが考えられるとされた。

注1 合併旧法 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

① パターンA

広域性を備えた生活圏、行政圏を中心に都市形成の観点を重視したものであり、旧郡に属する全ての市町村の組合せ。

- 旧筑紫郡地域（筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町）
- 旧糟屋郡地域（古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町）
- 旧宗像郡地域（宗像市、福間町、津屋崎町、玄海町、大島村）
- 旧遠賀郡地域（中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町）
- 旧鞍手郡地域（直方市、小竹町、鞍手町、宮田町、若宮町）
- 旧嘉穂郡地域（飯塚市、山田市、桂川町、稲築町、碓井町、嘉穂町、筑穂町、穂波町、庄内町、穎田町）
- 旧朝倉郡地域（甘木市、杷木町、朝倉町、三輪町、夜須町、小石原村、宝珠山村）
- 旧糸島郡地域（前原市、二丈町、志摩町）
- 旧浮羽郡地域（吉井町、田主丸町、浮羽町）
- 旧三井郡地域（小郡市、北野町、大刀洗町）
- 旧三潁郡地域（大川市、城島町、大木町、三潁町）
- 旧八女郡地域（八女市、筑後市、黒木町、上陽町、立花町、広川町、矢部村、星野村）
- 旧山門郡地域（柳川市、瀬高町、大和町、三橋町、山川町）
- 旧三池郡地域（大牟田市、高田町）
- 旧田川郡地域（田川市、香春町、添田町、金田町、糸田町、川崎町、赤池町、方城町、大任町、赤村）
- 旧京都郡地域（行橋市、苅田町、犀川町、勝山町、豊津町）
- 旧築上郡地域（豊前市、椎田町、吉富町、築城町、新吉富村、大平村）

ただし、久留米地域は、久留米広域市町村圏におけるこれまでの広域連携の状況、久留米経済圏としての一体性の状況、久留米市の将来における中核市移行などを踏まえ、久留米市及び近隣市町でのパターンが考えられる。

② パターンB

地域における一体感や既存の一部事務組合等による取組状況をより重視したものであり、地域の実情、市町村の意向等により、次の地域について設定。

- 宗像市・玄海町パターン
- 遠賀郡4町（芦屋町・水巻町・岡垣町・遠賀町）パターン
- 三潁郡3町（城島町・大木町・三潁町）パターン
- 柳川市・大和町・三橋町パターン
- 瀬高町・山川町・高田町パターン

なお、京築地域（行橋市、京都郡4町、豊前市、築上郡3町2村）については、京築広域市町村圏におけるこれまでの広域連携の状況、経済圏としての一体性の状況などを踏まえ、より広域性を重視したパターンも考えられる。

(2) 具体的な支援策

「福岡県市町村合併推進要綱」で示された具体的な支援策の内容は次のとおり。

① 情報提供、広報・啓発

- 市町村、各種団体等が行う講演会や研修会等に対する講師派遣、資料提供等
- 各種広報媒体やシンポジウム、セミナー等を通じた広報・啓発

② 住民・民間団体に対する支援

- 市町村合併の推進のための取組に対する財政的な支援
補助金の額 100万円以内 補助率 50%以内

③ 合併を検討する市町村に対する支援

- 市町村合併に関する調査・研究事業、啓発事業等に対する財政的な支援
補助金の額 100万円以内 補助率 50%以内
- 合併協議会（任意のものを含む）への財政的な支援
交付金の額 500万円以内 補助率 100%以内
- 法定合併協議会への委員としての参画等

④ 合併後の市町村に対する支援

- 県独自の財政支援制度の創設
- 市町村建設計画を実現するための県事業の実施
- 各種圏域設定等の見直し

⑤ 合併支援のための県の体制づくり

市町村における合併検討を総合的に支援するため、全庁横断的な連絡会議を設置し、

市町村建設計画の策定等に関して、助言、情報提供を行う。

(3) 福岡県市町村合併推進特例交付金の概要

① 交付対象市町村

平成17年3月31日（合併旧法の期限）までに合併した市町村。ただし、政令指定都市を含む合併を除く。

注）後に平成18年3月31日（合併旧法の経過措置期限）までに合併した市町村に変更。

② 交付限度額

5億円を基本に、合併関係市町村の数が2を超える場合は1団体増えるごとに1億円加算し、さらに、増加人口により最大5億円の加算を行う。

③ 交付対象事業

合併年度及びこれに続く10年度までの間に、市町村建設計画等に基づいて実施する事業

(4) 県の支援体制

平成13年6月に、市町村建設計画に関する協議及び全庁的な協力体制の下で市町村に情報提供等を行うため、知事を本部長とし、各部長等で構成する「福岡県市町村合併支援本部」を設置した。また、同本部の下部組織として、関係課長をもって構成する福岡県市町村合併支援連絡調整会議を設置した。

さらに、平成14年4月に、総務部地方課（当時）内に合併支援室を設置し、各地域における合併の検討、協議等を支援するため、地域別に課長補佐級職員を配置した。

【福岡県市町村合併支援本部】

（構成員）（平成13年6月5日時点）

知事、副知事、教育長、警察本部長、総務部長、企画振興部長、保健福祉部長、環境部長、生活労働部長、商工部長、農政部長、水産林務部長、土木部長、建築都市部長

（開催状況）

平成13年度	2回	平成14年度	0回	平成15年度	3回	平成16年度	9回
平成17年度	2回	平成18年度	1回	平成19年度	1回	平成20年度	0回

2 合併新法^{注2}下での取組み

(1) 福岡県市町村合併推進構想の策定

合併新法の施行を受けて、地域の将来のあり方について各地域での真摯な検討を促すため、「福岡県市町村合併推進審議会」の答申を踏まえ、平成18年4月に「福岡県市町村合併推進構想」を策定し、公表した。この構想では、市町村合併の現況と必要性、市町村合併の推進に当たっての県の役割を示した上で、合併推進が望まれる地域及び合併新法に位置付ける構想対象市町村の組合せを提示し、併せて、市町村合併を更に推進するための福岡県の支援策を明らかにした。

【福岡県市町村合併推進審議会】

(構成員)

大学教授、弁護士、公認会計士、経済団体関係者、マスコミ関係者等

(開催状況)

第1回（平成17年8月18日） 第2回（平成17年10月19日）
第3回（平成17年11月30日） 第4回（平成18年1月23日）
第5回（平成18年3月23日） 第6回（平成18年3月30日）[知事へ答申]
第7回（平成20年1月16日） 第8回（平成22年3月29日）

【合併推進が望まれる地域】

- 旧糟屋郡地域（古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町）
- 旧遠賀郡地域（中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町）
- 旧鞍手郡地域（直方市、宮若市、小竹町、鞍手町）
- 旧嘉穂郡地域（飯塚市、嘉麻市、桂川町）
- 旧朝倉郡地域（朝倉市、筑前町、東峰村）
- 旧糸島郡地域（前原市、二丈町、志摩町）
- 旧三井郡地域（小郡市、大刀洗町）
- 旧三潁郡地域（大川市、大木町）
- 旧八女郡地域（八女市、筑後市、黒木町、上陽町、立花町、広川町、矢部村、星野村）
- 旧田川郡地域（田川市、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町）
- 旧京都郡地域（行橋市、荻田町、みやこ町）
- 旧築上郡地域（豊前市、吉富町、上毛町、築上町）

注2 合併新法 「市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成22年法律第10号)」
による改正前の「市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)」

【構想対象市町村の組合せ】

- 八女市、上陽町
- 合併後の八女市、黒木町、立花町、矢部村、星野村
- 瀬高町、山川町、高田町
- 豊前市、吉富町
- 宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、久山町、粕屋町

なお、「福岡県市町村合併推進構想」は、平成20年2月に一部変更され、旧糸島郡地域（前原市、二丈町、志摩町）が構想対象市町村の組合せに追加された。

(2) 福岡県市町村合併支援プランの策定

「福岡県市町村合併推進構想」に基づき、平成18年7月に、合併支援策や情報提供、支援体制等を内容とする「福岡県市町村合併支援プラン」を策定した。具体的な支援策の内容は次のとおり。

① 行政的支援

- 権限移譲の推進
- 人材育成の支援
- 生活保護事務の円滑な実施

② 人的支援

- 合併協議会や合併協議会事務局への県職員の派遣
- 生活保護事務の移管に係る県職員の派遣

③ 財政的支援

- 市町村合併支援特例交付金の交付
- 市町村振興資金(市町村応援元気フクオカ資金)の貸付
- 過疎対策事業に係る地方債の取扱いにおける配慮

④ 事業的支援

- 国や県の補助金等による事業について、対象地域が優先的に採択されるよう配慮する。
- 対象地域における県事業の重点的な実施に配慮する。

⑤ 情報提供・啓発

合併についての住民の理解をより一層深めることにより、合併の推進を図るため、セミナーの開催、研修会や県政出前講座等への講師派遣、パンフレットや県のホームページ「市町村合併コーナー」等による情報提供・啓発を行う。

⑥ 支援体制

- 福岡県市町村合併支援本部（継続設置）
- 福岡県市町村合併支援連絡調整会議（継続設置）
- 市町村合併に関する相談の対応窓口（継続設置）

(3) 福岡県市町村合併支援特例交付金

① 交付対象市町村

県の構想に基づき平成 22 年 3 月 31 日までに合併（合併後の人口が 3 万以上又は合併関係市町村の数が 3 以上の合併に限る。）した市町村及び当該合併に係る合併関係市町村

② 交付限度額

1 億円を基本に、合併関係市町村の数が 2 を超える場合は 1 団体増えるごとに 1 億円加算し、さらに、増加人口により最大 5 億円の加算を行う。加えて、合併年度による縮減、小規模団体加算を行う。

③ 交付対象事業

合併年度及びこれに続く 10 年度までの間に行う、庁舎改修事業、電算システム統合事業、看板、施設等の名称書き換えに係る事業、合併市町村基本計画に基づいて実施する事業等